

みなし総会開催に必要な定款記載例

みなし総会とは、書面や電磁的方法（メール等）のみで議決を得る形式の総会のことです。
すべての議案に対し、会員全員が同意の意思を示した場合にのみ総会成立となるので注意が必要です。

次の2項目について定款に定めがある団体に限り、「みなし総会」を開催することができます。

項目	記載例
「総会議決」に関する項目	理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。 (内閣府の定款例では「第5章 総会 第27条3」に記載)
「総会議事録」に関する項目	前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会の決議があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 (内閣府の定款例では、「第5章 総会 第29条3」に記載)

2022年2月9日
制作：NPO法人テダス